

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆ 第1回定例会 ◎ 3月6日～20日

議 件 名	内 容
行政区自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建替えに伴う住所変更
中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について	事業資金の借り入れに係る利子補給をする事業を3年間延長し、平成33年3月31日までとする。
平成29年度新十津川町一般会計補正予算	歳入歳出それぞれ4億6128万3千円を追加、総額を68億7613万6千円とする。 〈主な内容〉庁舎建設基金への積立て 5億4656万8千円 地方債27年度分の繰上償還 1億1950万2千円 国民健康保険特別会計繰出金の減 △1億43万3千円
// 国民健康保険特別会計補正予算	歳入歳出それぞれ1419万1千円を追加、総額を4億3002万1千円とする。 〈主な内容〉国保事業基金への積立て 5345万5千円 国保事業広域連合負担金の減 △3926万4千円
// 後期高齢者医療特別会計補正予算	歳入歳出それぞれ33万6千円を減額、総額を1億730万6千円とする。 〈主な内容〉後期高齢者医療広域連合負担金の減 △33万6千円
// 下水道事業特別会計補正予算	歳入歳出それぞれ1981万6千円を減額、総額を1億7166万4千円とする。 〈主な内容〉公共下水道整備事業確定による減 △1817万9千円
// 農業集落排水事業特別会計補正予算	歳入歳出それぞれ23万8千円を減額、総額を3382万7千円とする。 〈主な内容〉農業集落排水施設維持管理事務費確定による減 △23万8千円
町税条例の一部改正	企業の負担軽減を図るため、法人税を軽減する。均等割り額は、区分ごとに約16,67%の減。法人税割の税率は2.4%引下げる。
都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正	都市公園内の運動施設の設置率を改正する。
個人情報保護条例の一部改正	個人情報の保護に関する法律並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の中で使われている言葉に訂正。
児童生徒就学援助条例の一部改正について	平成31年度に小学校及び中学校に入学する児童生徒の就学援助費の新入学準備金を保護者へ支給するための改正
後期高齢者医療に関する条例の一部改正	法改正により、「住所地特例」を継続し、前住所地の後期高齢者医療広域連合が保険者となるように変更となったことに伴い、町が保険料を徴収する対象を定める改正
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本町の条例で引用している条文を変更する必要性が生じたため一部改正
平成30年度新十津川町一般会計予算	歳入歳出の総額をそれぞれ61億3899万1千円とする。
// 国民健康保険特別会計予算	// 2億7925万5千円 //
// 後期高齢者医療特別会計予算	// 1億1581万2千円 //
// 下水道事業特別会計予算	// 1億9207万3千円 //
// 農業集落排水事業特別会計予算	// 2889万6千円 //
公の施設の指定管理者の指定について	ふるさと公園内のスポーツ施設8施設の指定管理者を、NPO法人新十津川町体育協会とする。
公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	新十津川町新規就農者技術修得センターの指定管理者による管理代行期間を、平成31年度からの運営体制を整えるため1年間延長する。
空知中部広域連合規約の変更について	介護保険法の改正に伴い、連合が処理する事務が日常生活支援事業に移行されたことによる連合規約の条文の整理。また、国保制度都道府県化に伴う連合規約の条文の改正。
新十津川町農業委員会委員の任命について	阪口徳幸氏（徳富区）の任命に同意

◆ 第2回臨時会 ◎ 4月13日

◎専決処分の承認を求めることについて	新十津川町税条例の一部改正を町長が専決したことについて承認する。
◎平成30年度新十津川町一般会計補正予算	歳入歳出それぞれ5503万6千円を追加、総額を61億9402万7千円とする。 〈主な内容〉 新規就農者技術修得センター育苗ハウス設置 653万円 農業者に対する融雪剤購入助成 400万円 NHKドラマ新十津川物語鑑賞会開催経費 90万円 そっち岳スキー場圧雪車購入 4249万円